

### 3 道徳教育

#### (1) 道徳教育と道徳科

#### 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、小学校（中学校）学習指導要領に、次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

学校における道徳教育においては、各教育活動に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度を養うことが求められている。

高等学校においては、学習指導要領（平成30年告示）に次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

#### 道徳教育と道徳科

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。道徳教育は道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行わなければならない。その中で、道徳科は道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。各教育活動での道徳教育がその特質に応じて意図的、計画的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道徳科において、各教育活動で養われた道徳性が調和的に生かされ、道徳科の特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童生徒の道徳性は一層豊かに養われていく。各校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することが重要である。

なお、高等学校においては、特に道徳科は設定されていないが、学習指導要領（平成30年告示）総則の第1款の2の(2)において、「学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的

な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。」と規定されている。

また、特別支援学校小・中学部においては小学校・中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある（本編P53 IV-2-(11)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

**道徳科の目標**  
**【小・中学校】**

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。（ ）内は中学校

**【特別支援学校】** 小学校、中学校の道徳科の目標に準ずる（本編P53 IV-2-(11)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

**道徳教育の内容**  
**【小・中学校】**

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目は、以下の四つの視点に分けて示されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。これらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において指導されなければならない。

内容項目は、児童生徒が人間として他者と共によりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。その指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にのみとどまる指導にならないよう十分留意する必要がある。

**【高等学校】** 高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、「道徳教育の全体計画の作成に当たっては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。」と示されている（高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則第7款 道徳教育に関する配慮事項）。

**【特別支援学校】** 小学校、中学校の道徳科の内容に準ずる。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては特別支援学校独自の項目が示されており、十分配慮する必要がある。

**指導の基本的な在り方**

道德科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道德科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、以下の道德科の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

**道德科の指導の基本方針**

① 道德科の特質を理解する。

道德科は、児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる道德的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道德性を主体的に養っていく時間である。

② 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く。

道德科の指導は、よりよい生き方について児童生徒が互いに語り合うなど学級での温かな心の交流があつて効果を発揮する。道德科が学級経営と深く関わっていることを理解し、学級における信頼関係に基づく温かい人間関係を築き上げ、心の交流を深めることが大切である。

③ 内面的な自覚を促す指導方法を工夫する。

道德科の目指すものは、個々の道德的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童生徒自らが時と場に応じて望ましい道德的な行為がとれるような内面的資質を高めることにある。道德科は、道德的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方そのものを指導したりする時間ではなく、ねらいとする道德的価値について児童生徒自身がどのように捉え、どのような葛藤があるのか、また道德的価値を実現することによってどのような意味を見いだすことができるのかなど、道德的価値を自己との関わりにおいて捉える時間である。したがって、児童生徒が道德的価値を内面的に自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

④ 児童生徒の発達や個に応じた指導を工夫する。

児童生徒には、年齢相応の発達の段階があるとともに、児童生徒の発達には個人差があることや、日々の生活において様々な課題を抱えていることを踏まえて、適切な指導を工夫する必要がある。

⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を工夫する。

道德科における問題解決的な学習とは、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道德上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。指導方法は、ねらいに即して、目標である道德性を養うことに資するものでなければならない。

⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。

道徳科の指導を計画的に推進し、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、校長の方針の下に学校の全教師が協力しながら進めていくことが大切である。道徳科の授業への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫することが大切である。

道徳科の授業に際しては、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で授業に臨み、児童生徒自らが課題に取り組み、考え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるように配慮することが大切である。

### 学習指導案の作成

学習指導案は、教師の指導の意図や構想が適切に表現されることが好ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、参考資料として、「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（京都府教育委員会 平成30年3月改訂）がある。

### 道徳科の教材

道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないが、道徳教育の特性に鑑みて、多様な教材を併せて活用することが重要である。

### 「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」の活用

京都府教育委員会では、学習指導要領の趣旨に沿った道徳教育を実施するため、様々な研修や道徳科の指導の手引きとして「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（平成30年3月改訂）を作成した。

道徳教育の基礎的な知識や道徳科の指導力を高めるため、この資料を積極的に活用することが望ましい。

### 「京の子ども 明日へのとびら」の活用

「京の子ども 明日へのとびら」（京都府教育委員会）は、「心の教育」学習資料集である。京都府の子どもたちが人間としてよりよく生きるための基本について学びながら、一人一人に豊かな心が育まれることを願い作成した。「京の子ども 明日へのとびら」は、道徳科だけでなく学校の教育活動全体で活用することが大切である。

### 「私たちの道徳」の活用

平成26年度から配布されていた「私たちの道徳」（平成30年度で無償配布は終了、文部科学省HPでダウンロード可）は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成された道徳教育用教材である。道徳科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、また学校と家庭や地域が連携して活用し、道徳教育の一層の充実に効果を上げることが期待されている。

**道徳科における評価  
の意義**

道徳科の評価については、学習指導要領に「児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示されている。これは、道徳科の評価を行わないとしているのではない。道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不必要に評価してはならないことを特に明記したものである。したがって、教師は道徳科においてもこうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

**評価の基本的態度**

道徳性の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。

**道徳科に関する評価  
の基本的な考え方**

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」という目標を掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。

なお、道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜にはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

**評価のための具体的な工夫**

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方を発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要であり、次のようなものが考えられる。

- ・児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの
- ・児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程
- ・児童生徒が行う自己評価や相互評価

道徳教育の抜本的改善・充実を図るため、平成26年10月21日に中央教育審議会から答申された「道徳に係る教育課程の改善等について」に基づき、平成27年3月に学校教育法施行規則と小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正が行われた。この一部改正学校教育法施行規則において、道徳の時間が「特別の教科道徳」（道徳科）として位置付けられ、小学校及び特別支援学校小学部関係部分は平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部関係部分は平成31年4月1日から施行されている。

□「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」（文部科学省 平成27年3月27日付け）

**《参考資料》**

- 「私たちの道徳 活用のための指導資料」（文部科学省 平成26年11月）
- 「中学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成24年3月）
- 「小学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成23年3月）
- 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（中央教育審議会 平成26年10月）